

令和 7 年 度

鹿 島 市 水 防 計 画 書

鹿 島 市 水 防 本 部

目 次

	第 1 章	総 則	・ ・ ・ ・ ・	1 頁
第 1 節		目 的	・ ・ ・ ・ ・	1 〃
	第 2 章	水防組織	・ ・ ・ ・ ・	1 〃
第 1 節		水防責任	・ ・ ・ ・ ・	1 〃
第 2 節		水防体系	・ ・ ・ ・ ・	1 〃
第 3 節		水防本部	・ ・ ・ ・ ・	1 〃
第 4 節		水防本部の組織・事務分掌	・ ・ ・ ・ ・	2 〃
第 5 節		水防協議会	・ ・ ・ ・ ・	2 〃
	第 3 章	水防活動	・ ・ ・ ・ ・	3 〃
第 1 節		河川等の巡視	・ ・ ・ ・ ・	3 〃
第 2 節		水防警報の周知	・ ・ ・ ・ ・	3 〃
第 3 節		水防本部の非常配備	・ ・ ・ ・ ・	3 〃
第 4 節		消防団「水防団」の非常配備	・ ・ ・ ・ ・	3 〃
第 5 節		優先通行	・ ・ ・ ・ ・	4 〃
第 6 節		緊急通行	・ ・ ・ ・ ・	4 〃
第 7 節		水防信号	・ ・ ・ ・ ・	4 〃
第 8 節		警戒区域	・ ・ ・ ・ ・	5 〃
第 9 節		警察官の援助の要求	・ ・ ・ ・ ・	5 〃
第 10 節		居住者等の水防義務	・ ・ ・ ・ ・	5 〃
第 11 節		避難の指示	・ ・ ・ ・ ・	5 〃

		第 4 章	河川等の危険箇所	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
第 1 節			河川等の危険箇所	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 2 節			道路不通路線	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 3 節			警戒溜池	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
		第 5 章	器具・資材の備蓄	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 1 節			器具・資材の現況	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
		第 6 章	雨量及び水位観測	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 1 節			水位の通報	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
		第 7 章	避難場所	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 1 節			避難所施設	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
		第 8 章	雑 則	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 1 節			水防計画の承認	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 2 節			水防実施状況の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //
第 3 節			水防実施の運営	・・・・・・・・・・・・・・・・	6 //

鹿 島 市 水 防 計 画 書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 節 この水防計画は、水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び水防のための水防団、消防機関の活動並びに水防に必要な器具、資材の整備及び運用に関する事項を定めることを目的とする。

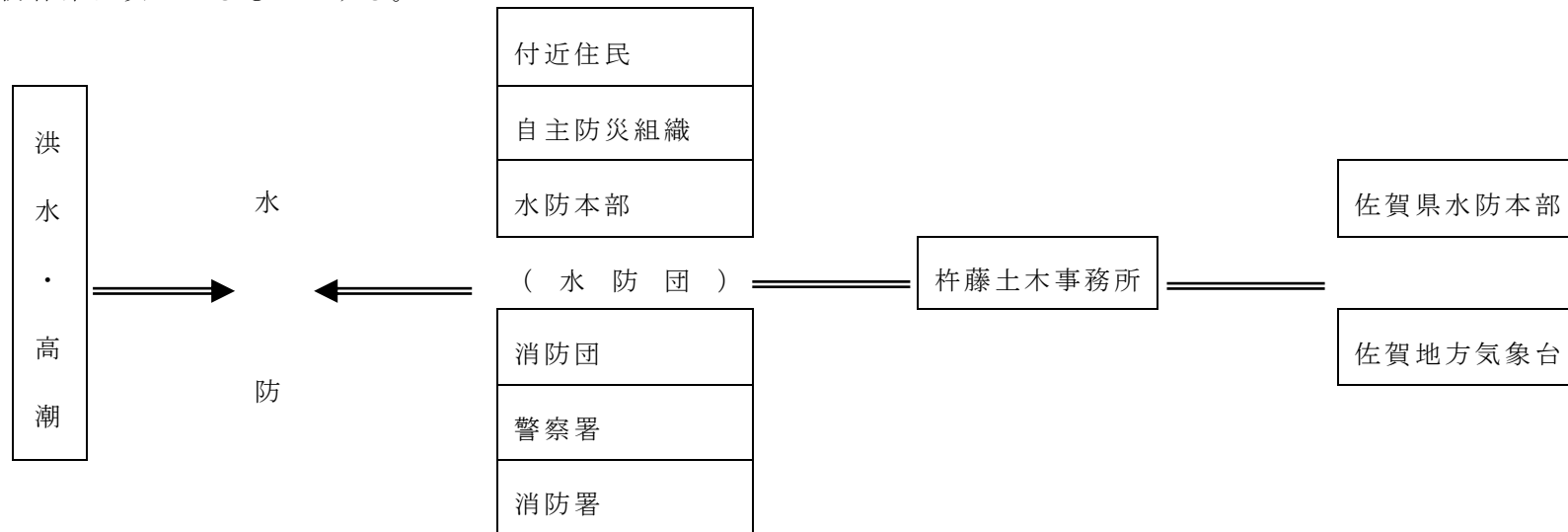
第 2 章 水 防 組 織

(水防責任)

第 1 節 市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(水防体系)

第 2 節 水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、水害の発生を防御し、又は応急対策を実施し水害の拡大を防止するための水防体系は次によるものとする。



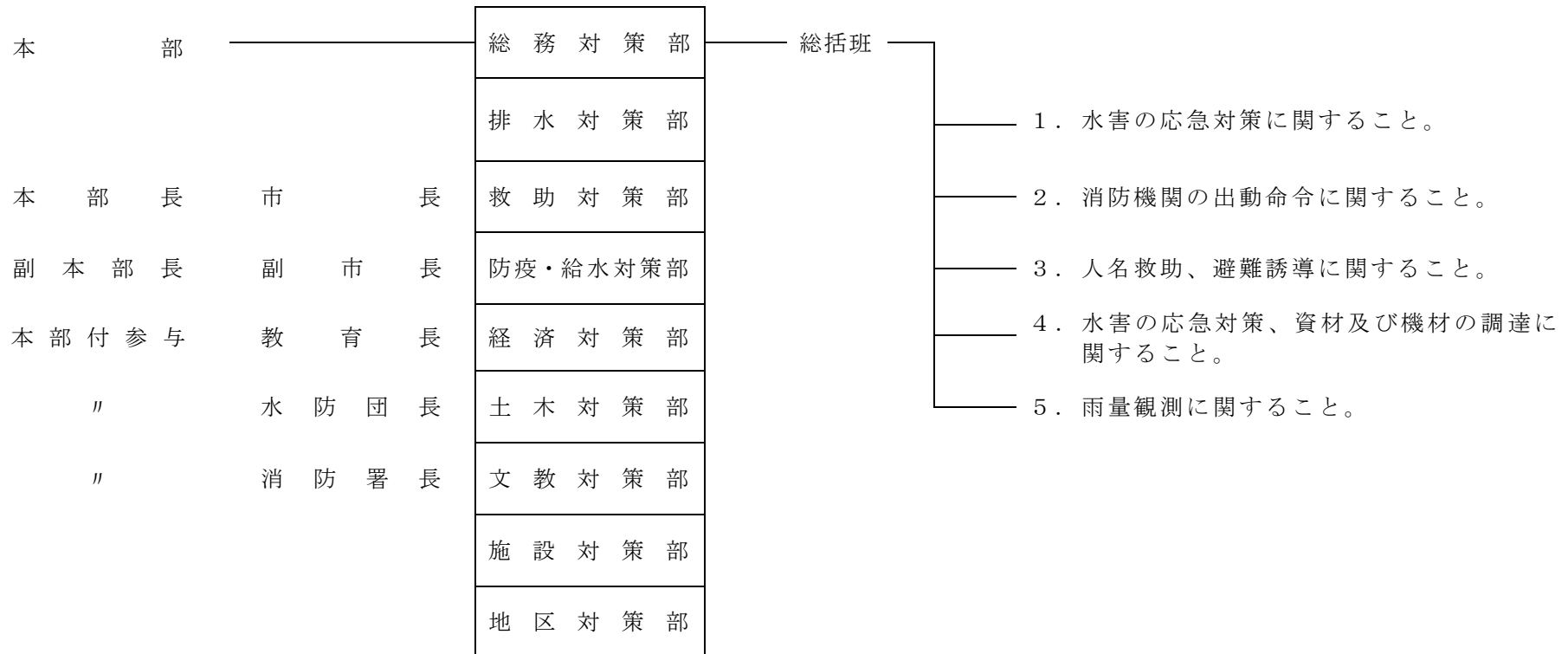
(水防本部)

第 3 節 洪水又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とし、鹿島市水防本部を鹿島新世紀センター内に設置する。

(水防本部の組織・事務分掌)

第4節 水防本部の組織並びに事務分掌は次のとおりである。

(1) 鹿島市水防本部の組織並びに事務分掌表



(水防協議会)

第5節 鹿島市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、鹿島市水防協議会を設置する。

(昭和36年条例第13号)

2 その構成は別冊資料のとおりである。

第3章

水防活動

(河川等の巡視)

第1節 消防団員(水防団員)又は消防機関に属する者は、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な処置を求めなければならない。

(水防警報の周知)

第2節 水防本部長は洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り、又は情報の通知を受けたときは、すみやかに広報車その他適切な方法により、住民に周知徹底させなければならない。

(水防本部の非常配備)

第3節 水防本部長は、所属職員を平常勤務から水防非常体制への切替えを確実、迅速に行うため、事態に即応して配備体制を次の三段階にわけて行なう。

(1) 第1配備体制

少数の人数をもってこれに当り、情報連絡活動を主とし、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができるような体制。

(2) 第2配備体制

所属人員の約半数をもってこれに当り、水防非常事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制。

(3) 第3配備体制

所属全人員をもってこれに当る体制。

2 非常配備につく時期は、水防本部長が、下記基準により指令する。

(1) 第1号指令(第1配備につくべき指令)

今後の気象情報および水位情報等に注意し、警戒を要するが、水防非常事態発生の予想まで、かなり時間的余裕があるとき発令する指令。

(2) 第2号指令(第2配備につくべき指令)

水防非常事態発生が予想されるとき発令する指令で、同時に水防警戒発令を行なう。

(3) 第3号指令(第3配備につくべき指令)

事態が急迫し、第2配備で処理困難な場合に発令する指令。

(4) なお、この指令は状況により第1号より第3号に移行する場合等もある。

(5) 非常配備につく時期および解除については、県水防本部長の発する水防警報、その他状況判断のうえ、水防本部長が自主的に行なうものであるが、水防上緊急を要するときは法第23条に基づき、知事により指示される。

(消防団「水防団」の非常配備)

第4節 消防団の出動についても、第3節に準じて水防本部長が出動を要請するものであるが、出動の基準はおおむね次の通りとする。

各部の団員は、管轄区域の水防作業につくときは、各区長および関係機関と連絡を保ち、水防を実施するものとする。

(1) 出動準備

1. 指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき

2. 予報、警報等により、洪水、高潮の危険を予知したとき

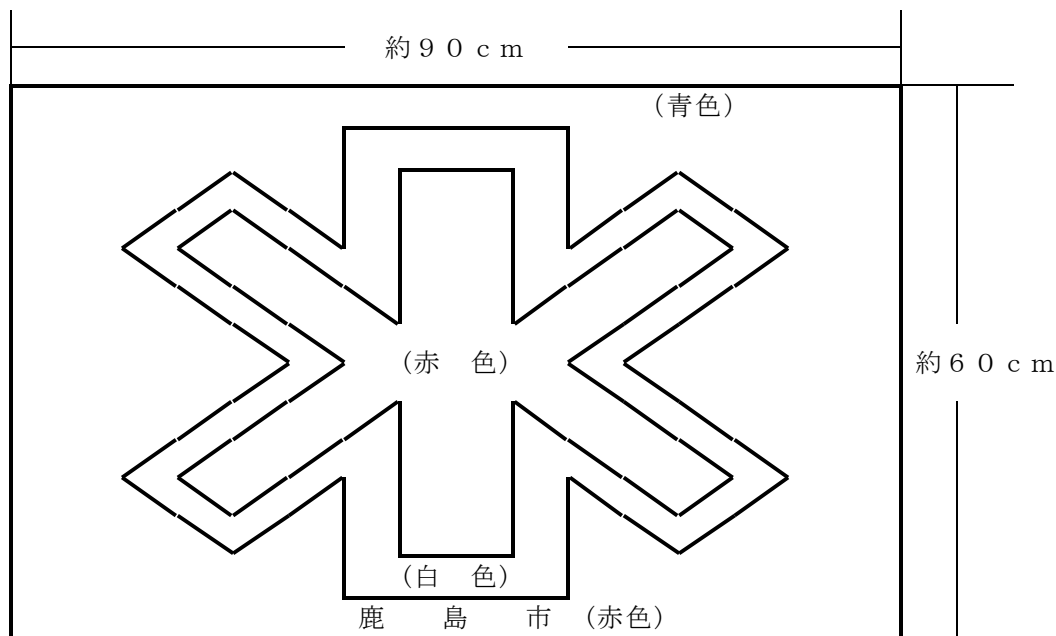
(2) 出動

1. 警戒水位に達することが予想される時
2. 予報、警報等により、洪水、高潮の危険が切迫したとき

(優先通行)

第5節 知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両および歩行者は、これに道をゆずらなければならない。

2 知事の定めた標識は次の通りである。



(緊急通行) 水防法第19条

第6節 消防団（水防団）及び消防機関に属するものは、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般の交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号) 水防法第20条

第7節 水防に用いる信号は、次のとおりである。

2 何人もみだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの

第2信号 水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に立退くべきことを知らせるもの

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒
第2信号	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止 約10秒 約6秒 約10秒 約6秒 約10秒 約6秒
第4信号	乱 打	○ 休止 ○ 休止 約1分 約5秒 約1分 約5秒

備考

- 1 信号は適宜の時間継続する。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。
- 3 危険が去ったときは、その旨口頭伝達する。

(警戒区域)

第8節 消防団長（水防団長）消防団員（水防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は、その区域から退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、消防団長（水防団長）消防団員（水防団員）若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は同項に規定する者の権限を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第9節 水防管理者、水防本部長は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

(居住者等の水防義務)

第10節 水防本部長、消防団長（水防団長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(避難の指示)

第11節 洪水又は高潮の氾濫により、著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くよう勧告又は指示しなければならない。

- 2 立ち退き勧告又は指示する場合は、その旨を鹿島警察署長に通知しなければならない。
- 3 立ち退き避難させる施設は第7章のとおりである。

第4章 河川等の危険箇所

(河川等の危険箇所)

第1節 河川等の危険箇所として予想される場所は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

(道路不通路線)

第2節 水害が発生したとき、道路の交通が不能と予想される場所は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

(警戒溜池)

第3節 水害が発生したとき、警戒を必要とする溜池は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第5章 器具・資材の備蓄

(器具・資材の現況)

第1節 水防倉庫に保有している器具・資材の現況は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第6章 雨量及び水位観測

(水位の通報)

第1節 量水標等の示す水位が知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

2 雨量観測施設及び水位観測の所在地は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第7章 避難場所

(避難施設)

第1節 指定緊急避難場所の予定施設は、鹿島市地域防災計画資料編のとおりである。

第8章 雑 則

(水防計画の承認)

第1節 水防協議会において、水防計画を承認し、承認されたときは直ちに水防計画書を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(水防実施状況の報告)

第2節 水防本部長は水防を実施したときは、直ちに別紙様式により実施状況を県水防本部長に報告しなければならない。

(水防実施の運営)

第3節 水防の実施については、鹿島市地域防災計画に基づき運営するものとする。